

大牟田市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第2条 第6条）

第3章 会議運営の原則（第7条 第11条）

第4章 市民との関係（第12条 第14条）

第5章 市長等との関係（第15条・第16条）

第6章 議会の体制整備（第17条 第19条）

第7章 政治倫理、議員定数及び議員報酬（第20条 第22条）

第8章 最高規範性と他の条例との関係及び見直し手続等（第23条）

付則

地方分権の進展に伴い、地方公共団体が、地方自治の本旨に基づいて自らの地域のことについて自らの判断と責任で取り組んでいくことが重要となってきた。

地方公共団体の議会の議員と首長を住民が直接選挙するという二元代表制の下で、市民を代表する議員の合議体である議会と市長は、互いの役割を果たしながら、相互牽制と均衡による公正な行政の運営を行い、市の発展を希求する市民の負託にこたえる責務を負っている。

人口減少、少子高齢化社会の到来、地域コミュニティの機能の変容をはじめとする時代の潮流の中で、地方公共団体の運営を監視し、団体意思の決定を議決する議会の役割、責任は一層増大してきている。

議会は、議会機能の更なる充実、強化を図るとともに、地域の経営に責任を持ち、地方自治の主体である地域に住む市民と共に考え、そして行動していく機関として存在感を高めていかなければならない。

このような認識の下で、本市議会は、より一層、監視機能や政策形成機能を高め、市民の多様な声を市政に反映させることにより、議事機関として、市民の意思に基づく市政の実現を目指すものである。

本市議会は、大牟田市民憲章（昭和57年7月21日制定）に定める「私たちは、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田の町をきずく」との理念の下、市民の福祉の向上を図り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりの実現に向けて、市民と協

働しつつ、議会と議員がそれぞれの役割を果たし、市民の負託に全力でこたえていくことを誓い、そして、議会の責任と強い意志を持ち、その実行を市民に対して宣言するため、最高規範として、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関として、市民と共に考え行動する地方分権の時代にふさわしい議会のあるべき姿を念頭に置き、議会及び議員の活動原則等をはじめとする議会の基本となる事項を定めることにより、監視機能や政策形成機能を高め、市民の多様な声を市政に反映させるなど、議会機能の充実、強化を図り、もって市民の福祉の向上を図ることを基本とした豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 行政の事務について、監視、評価を行うとともに、市民の意見の反映に努めること。
- (3) 本会議、委員会及び大牟田市議会会議規則（昭和38年議会規則第1号）で定める協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）においては、市民に分りやすい運営に努めること。

(議会活動サイクル)

第3条 議会は、行政の事務のうち施策及び事務事業について、計画・実施・評価・改善という一連の過程の循環である行政マネジメントサイクルに応じて、市民の意見を踏まえ、時宜をとらえた適切な監視、成果の評価を行うとともに、その評価の結果について、決算における改善の検討につなげ、さらに次の予算にいかしていく、議会活動サイクルの確立に努めるものとする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であることを常に意識し、市政の発展のための論議を行うこと。
- (2) 市民の意見の聴取を積極的に行うとともに、政策、施策、計画及び事務事業並びに議案等（以下「政策等」という。）の課題を整理し、論点

の明確化を図り、議会としての合意形成に努めること。

(3) 常に自己研さんに努め、市民の福祉の向上を目指し活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策等について、会派内での論議、会派間での意見の調整を行い、議会としての合意形成に努めるものとする。

(市政調査研究費)

第6条 会派又は議員は、市政に関する調査研究に資するため、大牟田市議会市政調査研究費の交付に関する条例(平成13年条例第35号)により交付される市政調査研究費を効率的、効果的に活用しなければならない。

2 会派又は議員は、市政調査研究費を必要な経費以外のものに充てることなく、用途の公正性及び妥当性を確保しなければならない。

3 議会は、別に定める市政調査研究費用途基準の運用指針について、透明性を高め、市民理解の促進を図る観点から、見直しを適宜行うとともに、年度ごとに会派又は議員の市政調査研究費に係る収支報告書を公表するものとする。

第3章 会議運営の原則

(本会議)

第7条 本会議は、地方公共団体の最終的な意思を決定する場であり、議決の結果については議会として説明責任を持つものとする。

2 議員の質疑及び質問は、市民に分かりやすくする観点から、一問一答方式、再質問からの一問一答方式のいずれかを選択して行うものとする。

3 市長その他の執行機関及び補助機関である職員(以下「市長等」という。)は、議員の質疑及び質問について、論点を明確にするため、又は趣旨を確認するため、議長の許可を得て、議員に質問することができる。

(委員会)

第8条 委員会は、専門的に調査及び審査(以下「審査等」という。)を行う機関として、自主的かつ積極的な運営に努めるとともに、審査等に当たっては、委員相互間の論議を行い、委員会としての合意形成に努めるとともに、必要に応じて、市長等に対して要望及び提案を行うものとする。

2 委員会は、複数の委員会の所管事項にかかわる政策等について、必要に

応じて、連合審査会を開催するものとする。

3 委員会は、必要に応じて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を活用するとともに、所管事項に関係する団体等からの意見の聴取を行うものとする。

4 委員会は、議会の議決により、地方自治法第100条の2に規定する専門的知見を活用するものとする。

5 市長等は、委員の質疑及び質問について、論点を明確にするため、又は趣旨を確認するため、委員長の許可を得て、委員に質問することができる。
（政策等調整委員会）

第9条 議会は、複数の委員会の所管事項にかかわる政策等又は特に重要と判断する政策等について、意見を調整するため、必要に応じて、政策等調整委員会を設置することができる。

2 政策等調整委員会は、委員相互間の論議を行い、政策等の課題を集約し、論点を明確にするとともに、議会としての意見の調整に努めるものとする。

3 政策等調整委員会における意見の調整の結果は、必要に応じて、所管する委員会において審査等を行い、又は議長により市長等に対して要望及び提案を行うものとする。

4 政策等調整委員会に関し必要な事項は、別に定める。
（全員協議会）

第10条 議会は、行政全般に関わる政策等について協議するため、必要に応じて、全員協議会を設置することができる。

2 全員協議会において出された課題については、会派内での論議、会派間での意見の調整を行うとともに、必要に応じて、委員会又は政策等調整委員会において、審査等又は意見の調整を行うものとする。

3 全員協議会に関し必要な事項は、別に定める。
（会議の公開）

第11条 議会は、会議等を原則として公開する。

第4章 市民との関係

（市民の意見の聴取）

第12条 議会は、市民の意見を聴取し、議会活動を報告するため、地域に出向き、定期的に議会報告会を実施するものとする。

2 議会報告会で聴取した市民の意見は、所管する委員会において審査等を

行うものとし、審査等の結果、具体的な対応が必要と認められる意見については、委員会として市長等に要望及び提案を行うとともに、審査等の結果は、市民に公表及び報告を行うものとする。

3 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(請願者及び陳情者の意見の聴取)

第 1 3 条 議会は、市民から出された請願及び陳情を市民による政策の提案と位置付け、必要に応じて、請願者及び陳情者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

2 前項に規定する意見を聴取する機会に関し必要な事項は、別に定める。

(広報広聴活動)

第 1 4 条 議会は、開かれた議会づくりを推進するため、積極的な広報広聴活動に努めるものとする。

第 5 章 市長等との関係

(資料の請求)

第 1 5 条 議会は、政策等について十分に論議するため、市長等に対して、総合計画との関係、目的、財源、成果指標と目標値、効果などについて、資料を請求するものとする。

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、重点的な施策及び事務事業について、前項の規定による請求に準じて、資料を請求するものとする。

3 前 2 項に規定する資料の様式は、別に定める。

(議決事件の追加)

第 1 6 条 議会は、地方公共団体に関する事件について、議会として市政への責任を果たす観点から、その重要性を十分に検討した上で、地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべきものに追加するものとする。

2 前項に規定する議会の議決すべきものは、別に条例で定める。

第 6 章 議会の体制整備

(議会研修会)

第 1 7 条 議会は、議員の監視能力及び政策形成能力の向上を図るため、必要に応じて、議会としての研修会を実施するものとする。

(議会事務局)

第 1 8 条 議会は、議会運営及び政策形成機能の支援を向上させるため、調査及び法制機能などの議会事務局の体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の監視能力及び政策形成能力の向上に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第7章 政治倫理、議員定数及び議員報酬

(政治倫理)

第20条 議員は、大牟田市政治倫理条例(平成14年条例第21号)を遵守し、常に市民全体の奉仕者としての自覚を持ち、職務を行わなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数は、この条例に定める議会の活動原則を實踐し、多様で充実した審議ができる議員数とする。

2 前項の議員定数は、人口及び類似市の状況並びに市政の状況及び将来展望を考慮して、検討を行うものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、大牟田市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第37号)第1条に規定する第三者機関である大牟田市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、答申された本来あるべき議員報酬の額を基本とする。

2 議員報酬の額から減額する特例措置は、必要があると認められる場合、議会自らの判断により決定するものとする。

第8章 最高規範性と他の条例との関係及び見直し手続等

(最高規範性と他の条例との関係及び見直し手続等)

第23条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨及び規定に反しないよう整合を図らなければならない。

2 議会は、この条例の施行後、目的の達成について検証を行うとともに、市民の意見及び社会情勢の変化等に応じて、不断の検討を行い見直すものとする。

3 議会は、この条例の理念を議員が共有するために、研修の実施に努めるものとする。

付 則

この条例は、平成23年2月1日から施行する。